

発信元	琴浦町
担当課	総務課
担当者	井中
連絡先	0858-52-2111
令和3年2月5日(金)	

【2月4日(木)臨時議会】 琴浦町一般会計補正予算(第13号)

補正予算額 121,216千円

- **新型コロナウイルスワクチン接種 121,133千円**
- **第2弾琴浦町持続化交付金 30,000千円**

【事業内容】

① 新型コロナウイルスワクチン接種 121,133千円

(すこやか健康課 担当:中井 電話52-1705)

新型コロナウイルス感染症の予防を図るため、希望する町民の方に対し、ワクチン接種を行います。

厚生労働省のワクチン承認後、直ちにワクチン接種を開始し、未曾有の災害であるこのコロナ禍において、町民の方々の「いのち」を守るための経費を追加するものです。

② 第2弾琴浦町持続化交付金 30,000千円

(商工観光課 担当:米村 電話52-1713)

鳥取県内においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、町内の地域経済は大きな打撃を受けています。

国の持続化給付金制度が終了する中、年末年始時期を中心に経済的影響を受けている町内事業者に対して事業継続のための支援を行います。

詳細については別紙のとおり

令和3年2月臨時議会 議案概要		担当課	総務課	種別	予算						
議案番号	議案第3号	議案名	令和2年度琴浦町一般会計補正予算(第13号)								
目的	<p>○新型コロナウイルスワクチン接種の実施に先駆けて接種予約体制の整備を行う経費の追加補正を行う。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、町内の事業者の事業継続のための持続化交付金を支給する経費の追加補正を行う。</p>										
内容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13,446,932</td> <td>121,216</td> <td>13,568,148</td> </tr> </tbody> </table>					補正前予算額	補正額	補正後予算額	13,446,932	121,216	13,568,148
	補正前予算額	補正額	補正後予算額								
13,446,932	121,216	13,568,148									
<p>2 補正内容</p> <p>(1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業[121,133千円]</p> <p>ア 目的 新型コロナウイルス感染症予防を図るため、ワクチン接種を希望する町民に対しワクチン接種を行う。</p> <p>イ 補正内容</p> <p>(ア) 新型コロナウイルスワクチン接種の実施 ワクチン接種にあつては、町内の医療機関従事者に対し、先行して2月下旬より接種を開始する。 一般の町民に向けては原則、集団接種とし、医療機関との調整や必要な物品の調達などを行い、4月より65歳以上の高齢者から順次、接種を開始する。</p> <p>a 対象者 ワクチン接種を希望する町民(現時点では全町民を想定)</p> <p>b 接種開始予定日</p> <p>(a) 医療関係従事者 2月下旬から</p> <p>(b) 65歳以上の者 4月から</p> <p>(c) その他の者 5月以降</p> <p>※高齢者施設等従事者、基礎疾患を有する者を優先</p> <p>c 接種方法</p> <p>(a) 集団接種(町の施設における接種)</p> <p>(b) 個別接種(医療機関による接種)</p> <p>※原則、集団接種により接種を行うが、高齢者施設へは各施設での接種を検討</p> <p>(イ) 予約受付・相談の体制 ワクチン接種では、原則、事前予約による町の施設での集団接種を</p>											

基本に実施するため、予算成立後、直ちに電話等による予約受付体制の整備に着手する。

a 予約の受付方法

(a) 電話予約

コールセンター(3回線程度)に電話し、オペレーターの質問に答えることで受付を行う方法(他自治体コールセンターとの共同スペースで対応)

(b) インターネット予約

インターネット上の専用ページにアクセスのうえ、必要事項を入力し、受付を行う方法

(c) LINE(ライン)予約

LINEの無料通信アプリを使った予約システムを導入し、必要事項を入力することで受付を行う方法

ウ 経費

(ア) 予約受付センター開設委託料[34,266千円]

(イ) 新型コロナウイルスワクチン接種委託料[78,653千円]

(ウ) ワクチン接種事務経費(職員経費、消耗品費等)[8,214千円]

エ 財源

(ア) 新型コロナウイルスワクチン接種費用国庫負担金(国庫)[78,652千円]

(イ) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保国庫補助金(国庫)[23,564千円]

(ウ) 一般財源[18,917千円]

※財政調整基金による対応

(2) 第2弾琴浦町持続化交付金[30,000千円]

ア 目的

鳥取県内においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、町内の地域経済は大きな打撃を受けている。

国の持続化給付金制度が終了する中、年末年始時期を中心に経済的影響を受けている町内事業者に対して事業継続のための支援を行う。

イ 補正内容

令和2年12月から令和3年2月までの間に感染症拡大による経済的な影響を受けた事業所を対象に持続化交付金を支給する。

(ア) 対象事業所

令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月の売上が前年度同月比20%以上減少した事業所

(イ) 支給額 200千円

(ウ) 申請期限 令和3年3月15日

ウ 経費

琴浦町持続化交付金[30,000 千円]

エ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国庫)[30,000 千円]

現時点で事業完了に伴い、執行残額が生じる見込みであり、次の主な事業を減額することにより対応する。

[減額する主な事業]

- ・ 大学生等生活応援交付金
△5,400 千円(補正前 39,035 千円)
- ・ 新型コロナウイルス対策特別金融支援補給事業
△4,681 千円(補正前 50,197 千円)
- ・ インフルエンザ予防接種拡充事業
△2,845 千円(補正前 9,672 千円)

補足事項